# 指定管理者候補者選定基本調書

1 施設概	要
施設名称	川口市社会福祉センター(神根福祉センター)
設置目的	地域における福祉活動の拠点として、地域住民の福祉のニーズに応じたサービスの提供を行うとともに、老人デイサービス事業・地域活動支援センター事業・ボランティア活動支援事業の管理運営を行い、地域住民の福祉の増進及び福祉意識の向上を図ることを目的とする。
所在地	川口市大字道合1421番地
構造規模	① 構造 鉄筋コンクリート造 3階建 ② 敷地面積 2,741.16㎡ ③ 延床面積 2,975.64㎡ ④ 施設内容 (1)老人デイサービス事業 50人 (2)地域活動支援センター事業 15人 (3)ボランティア活動支援事業 事務室、機能回復訓練室、食堂兼日常生活訓練室、作業室、静養室、湯沸室、トイレ、駐車場、特別浴室、介助浴室、脱衣室
 所管課	
2 募集概	要
募集要旨 〔導入目的〕	多様化する市民ニーズへの柔軟な対応、管理経費の削減、管理運営の効率化等を実 現することで、より高品質で市民満足度の高いサービスを提供することを目的とするも の
指定期間	令和3年4月1日から令和8年3月31日まで(5年間) 4期目
選定種別	非公募 ( ※非公募の場合は、下欄に理由を記述すること 社会福祉センターについては、介護保険法に基づく通所介護事業所、障害者総合支 援法に基づく地域活動支援事業及びボランティア活動支援事業などを併設した総合的 な施設であり、相互の連携を密にした一体的な管理を行うことにより、効率的な管理が 期待できること。
指定管理料 利用料金	【5年総額】 495, 235, 000円 無し

# 指定管理者候補者選定基本調書

## 3 福祉部専門委員会における選定結果

	第一位指定管理者候補者							
名 称	社会福祉法人 川口市社会福祉事業団							
代表団体								
所 在 地	川口市赤井1055番地							
代表者	理事長 瀧川 聡史							
主な業種	福祉施設の受託管理業務及び自主経営業務							
法人の目的	川口市 福祉二	川口市が設置した福祉施設の受託管理業務を行うとともに、自ら市民の 福祉ニーズに応えるため、福祉施設を設置運営することを目的とする。						
法人の事業	受託経営施設として、11種類25施設(内、9種類18施設を指定管 理者として運営)、自主運営施設として、6種類13施設を運営。							
役員の状況	理事長1名、常務理事1名、理事8名、評議員11名、監事2名							
指定管理料	495, 235, 000円							
<b>=</b>	. 4 7	第一次審査	第二次審査					
専門委員会に   審査点数		133						

### 選定理由

福祉部指定管理者候補者選定及び評価専門委員会において、現指定管理者である「社会福祉法人川口市社会福祉事業団」から提出された事業計画書等に基づき、施設の運営方針、入所者への適切な対応、施設の効果、管理能力、管理経費の縮減、法人の現状等について、総合的に評価し選考を行った。

選考評価は、川口市公の施設の指定管理者の指定の手続等に関する条例第4条に基づいた6分野10項目の審査項目について、4名の選考委員が5段階で評価した結果、合計点数は、200点満点中133点と適正であった。

審査項目のうち、「川口市社会福祉センターの運営の理念」の1項目について高い評価を受け、その他についても適正の評価を受けた。

利用者満足度調査の結果についても、「この施設を総合的に評価するとあなたはどの程度満足していますか」という設問で、回答者63人中、37人から満足している、21人からふつう、という回答が得られている。

上記の結果を踏まえ、福祉部指定管理者候補者選定及び評価専門委員会では、「社会福祉法人川口市社会福祉事業団」を当該施設の指定管理者候補者とする。

### 川口市指定管理者候補者選定及び評価会議における意見等

川口市社会福祉センター(神根福祉センター)の指定管理者候補者の選定については、所管部局の専門委員会で適正な選定手続きがなされ、候補者として選定基準等に合致しているものとの判断を行った。

#### 川口市社会福祉センター指定管理者候補者に関する審査基準について

### 1 川口市社会福祉センターの運営方針について

- ① 川口市社会福祉センターの運営の理念
  - ・ 川口市社会福祉センターの設置目的を理解し、高齢者や障害者に対する福祉サービスの提供、福祉に関する社会奉仕活動を行う団体等に対する活動支援等を総合的に行い、市民の福祉の増進及び福祉意識の高揚を図るための理念、方針や考え方が述べられているか。

#### 2 利用者への適切な対応について

- ① 利用者の対応について
  - ・ 受付の方法など、平等公平に施設利用運営が行われるような提案か。
  - 利用者を尊重する姿勢がみられるものとなっているか。
  - ・ 年齢や要支援・要介護状態にとらわれず、高齢者等の利用を幅広く受け入れる ことができるか。
- ② 職員の配置について
  - 業務を効果的かつ効率的に行うために必要な職員配置がなされているか。
  - ・ 利用者の障害特性や利用人数に応じた柔軟かつ適切な職員配置ができるように なっているか。
  - 提案した事業運営を実現するための適切な職員配置がなされているか。

#### 3 施設の効果について

- ① 川口市社会福祉センターの目的を達成するための考え方について
  - 目的を達成するための考え方を述べられているか。
  - ・ 高齢者や障害者に対する福祉サービスの提供、福祉に関する社会奉仕活動を行う団体等に対する活動支援等を総合的に行い、市民の福祉の増進及び福祉意識の 高揚につながる成果が望まれるものとなっているか。
- ② 市民に対する関連情報の提供方法について
  - ・ 必要な社会資源(関連機関・団体、情報)を的確に認識しているか。
  - ・ 必要な社会資源(関連機関・団体、情報)の入手法や連携を述べられているか。
  - それらをどのように市民へ提供していくのか具体的に述べられているか。

#### 4 事業計画に沿った管理を行う人的及び物的な能力について

- ① 専門知識や利用者への指導能力の育成について
  - ・ 専門知識の習得や利用者への指導能力について、どのような考えで、向上させていくのか。

- 職員研修などを具体的にどのように実施していくのか。
- ② 市民ニーズの把握、苦情等の対応、安全管理、事業運営における改善について
  - サービスの向上を目指し、内容の見直しなどが行われる具体的な提案があるか。
  - 利用者のニーズをどのように把握していくかが具体的に述べられているか。
  - トラブルや苦情への考え方や対応は適切に示されているか。
  - ・ 安全・衛生・防災・防犯等の施設管理について、適切な対応を図ることができ る体制となっているか。
- ③ リスク管理について
  - ・ 施設運営上のリスク管理について市と指定管理者の役割を定め、リスク発現防 止チェックシートを作成し、危機管理体制の仕組みが整備されているか。

#### 5 管理経費の縮減について

- ① 運営経費の有効かつ効果的な活用方法について
  - ・ 経費を有効かつ効果的に配分しているか。
  - ・ 修繕費を含め、必要な経費を見積もっているか。
  - ・ 稼働率に見合った収入を計上し、金額に反映しているか。

#### 6 応募法人の現状等について

- ① 法人の運営事業や福祉施設運営の実績及び財務状況等について
  - ・ 類似施設の運営実績はどうか。
  - 外部監査を実施しているか。
  - ・ 法人等の運営が健全に行われているか(決算報告、財産目録、財務分析表等を参 照)。

#### 【5段階の評定基準】

非常に <b>優れている</b> (期待以上の効果)	5
優れている(期待以上の活動)	4
適当	3
やや劣っている(効果が薄い)	2
劣っている(具体性が無い)	1

上記の5段階でご評価をお願いいたします。

# 川口市社会福祉センター 選考評価表

法人名

川口市社会福祉事業団

			1			
	審査項目	A	В	С	D	合計
1	川口市社会福祉センターの運営方針について					
1	川口市社会福祉センターの運営の理念	4	4	4	4	16
2	利用者への適切な対応について					
1	利用者への対応について	4	3	3	3	13
2	職員の配置について	3	4	3	3	13
3	施設の効果について					
1	川口市社会福祉センターの目的を達成するための考え方について	4	3	3	3	13
2	市民に対する関連情報の提供方法について	3	4	3	3	13
4	4 事業計画に沿った管理を行う人的及び物的な能力について					
1	専門知識や利用者への指導能力の育成について	3	3	3	3	12
	市民ニーズの把握、苦情等の対応、安全管理、事業運営における 対善について	4	4	3	3	14
3	リスク管理について	3	4	3	3	13
5	5 管理経費の縮減について					
1	運営経費の有効かつ効果的な活用方法について	3	4	3	3	13
6	応募法人の現状等について		•			
1	法人の運営事業や福祉施設運営の実績及び財務状況等について	3	4	3	3	13
	合計	34	37	31	31	133

# (川口市社会福祉センター)

# ■総合評価·評価理由

福祉部指定管理者候補者選定及び評価専門委員会において、現指定管理者である「社会福祉法人川口市社会福祉事業団」から提出された事業計画書等に基づき、施設の運営方針、入所者への適切な対応、施設の効果、管理能力、管理経費の縮減、法人の現状等について、総合的に評価し選考を行った。

選考評価は、川口市公の施設の指定管理者の指定の手続等に関する条例第4条に基づいた6分野10項目の審査項目について、4名の選考委員が5段階で評価した結果、合計点数は、200点満点中133点と適正であった。

審査項目のうち、「川口市社会福祉センターの運営の理念」の1項目について高い評価を受け、その他についても適正の評価を受けた。

利用者満足度調査の結果についても、「この施設を総合的に評価するとあなたはどの程度満足していますか」という設問で、回答者63人中、37人から満足している、21人からふつう、という回答が得られている。

上記の結果を踏まえ、福祉部指定管理者候補者選定及び評価専門委員会では、「社会福祉法人川口市社会福祉事業団」を当該施設の指定管理者候補者とする。